第二第八十号を次のように改める。

八十　削除

第三第二号を次のように改める。

二　削除

第三第十一号を次のように改める。

十一　削除

第三に次の二号を加える。

三十二　神経症状を呈する脳放射線壊死に対する核医学診断及びベバシズマブ静脈内投与療法　神経症状を呈する脳放射線壊死（脳腫瘍又は隣接する組織の腫瘍に対する放射線治療後のものに限る。）

三十三　術後のホルモン療法及びＳ－１内服投与の併用療法　原発性乳がん（ＨストロゲＮ受容体が陽性であって、ＨＥＲ２が陰性のものに限る。）

○国土交通省告示第三百三十九号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＩＲ	141367	第六十三惣寶丸	平成23. 2. 28
７ＪＩＸ	141392	ＣＡＰＥ　ＡＷＯＢＡ	23. 2. 2
７ＪＪＢ	141401	ＧＲＥＡＴ　ＳＵＮＲＩＳＥ	23. 2. 25
ＪＤ3133	141353	第八えるぴい丸	23. 2. 18
ＪＤ3134	141354	北翔丸	23. 2. 9
ＪＤ3136	141356	桜島丸	23. 2. 10
ＪＤ3141	141365	治栄丸	23. 2. 14
ＪＤ3144	141369	第一宮丸	23. 2. 21
ＪＤ3152	141381	まゆみ	23. 2. 25
ＪＤ3153	141382	第十八鉱運丸	23. 2. 25
ＪＤ3163	141396	観音丸	23. 2. 23
ＪＤ3167	141340	いしかり	23. 2. 16
ＪＤ3170	141406	房陽丸	23. 2. 16
ＪＤ3172	141411	長栄丸	23. 2. 17
ＪＤ3173	141410	第十八栄福丸	23. 2. 28
ＪＤ3174	141412	みつひろ７	23. 2. 25

○国土交通省告示第三百四十号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＪＦＹ	120054	第五きよ丸	平成23. 2. 15
ＪＱＥＡ	121438	ちくご	23. 2. 15
ＪＤ2731	128512	青葉丸	23. 2. 3
ＪＦ2096	120038	屋久島丸	23. 2. 28
ＪＧ5022	132800	北翔丸	23. 2. 22
ＪＧ5103	133137	第一宮丸	23. 2. 10
ＪＧ5334	134974	鶴洋丸	23. 2. 1
ＪＨ2915	127554	第二十一喜久丸	23. 2. 8
ＪＨ3223	131533	第十一城東丸	23. 2. 3
ＪＨ3397	134392	第十二栄福丸	23. 2. 24
ＪＬ4873	125540	第八日昌丸	23. 2. 3
ＪＬ6009	132138	みつひろ	23. 2. 25
ＪＬ6159	133022	上宝丸	23. 2. 25
ＪＬ6188	132935	三英丸	23. 2. 10
ＪＭ4854	124884	第一宝漁丸	23. 2. 24
ＪＭ5852	130508	公龍丸	23. 2. 23
ＪＭ6115	132684	長栄丸	23. 2. 10
ＪＭ6225	133490	最上丸	23. 2. 24
ＪＭ6424	134514	幸洋丸	23. 2. 15
ＪＭ6637	136386	えれがんと２号	23. 2. 15

○国土交通省告示第三百四十一号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A08211007	平成20. 6. 23	119962	三新丸

○国土交通省告示第三百四十二号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
8614	平成13. 8. 21	129388	第五えるぴい丸
A04131114	8	16. 8. 10	137203　青鷹
A06161010		18. 3. 2	132476　しゃるまん
A1011141		22. 1. 14	120054　第五きよ丸

○国土交通省告示第三百四十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

特定非営利活動法人環境改善推進機構

二　住所

東京都目黒区鷹番三丁目十四番四号グリーンヒルズ

三　代表者氏名

理事長　村井　仁昭

四　登録年月日

平成二十三年三月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

特定非営利活動法人環境改善推進機構東京事業所　東京都目黒区鷹番三丁目十四番四号グリーンヒルズ

特定非営利活動法人環境改善推進機構京都事業所　京都府京都市下京区新町通綾小路下る船鉾町三百九十九番地

○国土交通省告示第三百四十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録建築物調査機関の名称

安藤建設株式会社

二　住所

東京都港区芝浦三丁目十二番八号

三　代表者氏名

代表取締役　山田恒太郎

四　登録年月日

平成二十三年三月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

本社　東京都港区芝浦三丁目十二番八号

○環境省告示第二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号イ及び第五条の四第一号ロの規定に基づき、環境大臣の定める焼却の方法を次のように定め、公布の日から適用し、環境大臣の定める焼却の方法（平成九年八月厚生省告示第百七十八号）は、廃止する。

平成二十三年四月一日

環境大臣　松本　龍

環境大臣の定める焼却の方法

一　煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

二　煙突の先端から火炎又は日本工業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

三　煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

○環境省告示第三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の七において準用する同令第六条の六の二第二十一号及び同令第十二条の十二の六第五号の規定に基づき、汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成九年十二月厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年四月一日

環境大臣　松本　龍

第一号中「第十二条の十二の三」を「第十二条の十二の七」に、「第六条の三第二項第二十一号」を「第六条の六の二第二十一号」に改め、同号イ中「第六条の三第一項第二号ハ」を「第六条の六の二第一号ロ(3)」に改める。

第四号中「第十二条の十二の三」を「第十二条の十二の七」に、「第六条の三第一項第二号ロ」を「第六条の六の二第一号ロ(2)」に改める。